

奈良県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があつた。

令和七年七月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

名称		所在地
新	社会医療法人健生会おかたに病院	奈良市南京終町 1－2 5－1
旧	医療法人岡谷会おかたに病院	
新	有料老人ホームそんぽの家奈良駅前	奈良市三条本町 2－2 0
旧	有料老人ホームアミーユ奈良駅前	
新	有料老人ホームさきのもり奈良駅前	
旧	有料老人ホームそんぽの家奈良駅前	
新	さらさハイツ五位堂	香芝市五位堂 3－6 0 3－1
旧	れんげハイツ五位堂	
新	さらさハイツ大和高田	大和高田市日之出町 1 5－1 2
旧	れんげハイツ大和高田	